



## 解説

# IFRIC第17号 株主に対する非現金資産の分配

国際会計基準審議会 (IASB) 実務研究員 公認会計士 **大木 正志** おおき まさし

### 1 はじめに

国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) は、2008年11月に解釈指針第17号 (IFRIC第17号) 「株主に対する非現金資産の分配」を公表した。本解釈指針は、2009年7月1日以降に開始する事業年度から発効する。本稿では、論点、コンセンサス及びその根拠を適用例を交えて紹介することとしたい。

IFRIC第17号は、企業が株主に対して現金以外の資産 (非現金資産) を分配する場合の会計処理についてガイドラインを提供する。指針が対象としている資産には、事業や子会社株式を含むことから、いわゆるスピノフ (例えば、企業が一部の事業を分割して一般株主に割り当てる取引) にも適用されることとなる。ただし本指針は共通支配下取引には適用されない。

筆者はIASBの研究員 (テクニカルスタッフ) として主にIFRIC関連のプロジェクトに従事している。本解釈指針第17号 (IFRIC第17号) についてはプロジェクトマネジャーとして担当した。文中の意見にわたる部分は筆者の見解であることをあら

かじめお断りしておく。

### 2 関連する会計基準

本解釈指針が関連する会計基準は下記のとおりである。

- ・ IFRS第3号「企業結合」(2008年改正)
- ・ IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」
- ・ IFRS第7号「金融商品：開示」
- ・ IAS第1号「財務諸表の表示」(2007年改正)
- ・ IAS第10号「後発事象」
- ・ IAS第27号「連結及び個別財務諸表」(2008年5月改正)

### 3 背景 (第1 - 2項)

1. ときにより、企業は株主としての資格で行為する株主<sup>1</sup>に対して、配当として現金でない資産 (非現金資産) を分配する。そのような状況において、企業は、株主に非現金資産又は現金代替物のどちらかを受領する選択を与えることがある。IFRICは、このような分配を企業がどのように会計処理するかに関するガ

イドラインの要請を受けている。  
2. 国際財務報告基準 (IFRSs) は、企業がその株主に対する分配 (一般には配当と呼ばれる) をどのように測定すべきかについてのガイドラインは提供していない。IAS第1号は、持分変動計算書又は財務諸表の注記で株主に対する分配として認識された配当の詳細を表示するように要求している。

現在、国際財務報告基準 (IFRSs) は、株主としての資格で行為する株主に対する分配 (一般には配当と呼ばれる) をどのように測定すべきかについて取り扱っていない。そのため、IFRICは、企業がどのように非現金資産の分配を測定するかについての実務には大きな違い (divergence in practice) があるとの情報を得た。すなわち、分配を分配資産の簿価により測定するか、それとも分配資産の公正価値で測定するか、の違いがみられた。

### 4 適用範囲 (第3 - 8項)

3. 本解釈指針は、株主としての

資格で行為する株主に対して企業が行う以下の種類の片務的な資産の分配に適用される：

- (a) 非現金資産の分配（例えば、有形固定資産の項目、IFRS第3号で定義される事業、他の企業に対する所有持分、IFRS第5号で定義される処分グループ）；及び
- (b) 株主に非現金資産又は現金代替物のどちらかを受領する選択を与える分配。

4. 本解釈指針は、同じ種類の持分証券を有するすべての株主を公平に扱う場合の分配のみに適用する。

5. 本解釈指針は、分配の前後において、究極的に同一の当事者若しくは当事者たちによって支配される資産の分配には適用しない。この除外規定は、分配を行う企業の独立、個別及び連結財務諸表に適用される。

6. 第5項の規定により、本解釈指針は、分配の前後において、究極的に同一の当事者たちによって支配される資産の分配には適用しない。IFRS第3号第B2項は、「個人のグループは、次の場合、企業を支配しているとみなされる。それは個人間の協定の結果、当該企業の便益を享受するために財務方針と業務方針を支配する権力を集合して有している場合である。」と述べている。したがって、ある分配が同一の当事者たちが分配の前後で資産を支配していることを理由として本適用指針の適用範囲から除かれるためには、分配を受領する個人株主グループが、

個人間の協定の結果、分配を実施する企業に対してかかる究極的な権力を集散的に有さなければならない。

7. 第5項の規定に従い、本適用指針は、企業が子会社株式の一部を分配するが当該子会社に対する支配を維持する場合には適用されない。子会社について非支配持分の認識につながる分配を実施する企業は、IAS第27号（2008年改正）の規定に従って分配の会計処理をする。

8. 本解釈指針は、資産分配を行う企業による会計処理のみを取り扱っている。分配を受領する株主側の会計処理は取り扱わない。

適用範囲の理解は、最も重要なポイントとなる。IFRS第3号に定める共通支配下取引を除き、同じ種類の持分証券を有するすべての株主を公平に扱う場合、あらゆる非現金資産の分配が対象となることを強調しておきたい。実務においては、分配取引がIFRS第3号に定める共通支配下取引か否かを正しく判定できることが重要である。子会社について非支配持分の認識につながる分配を実施する企業は、IAS第27号（2008年改正）の規定に従って分配の会計処理をする。以下、結論に至る背景を説明する。

・ **解釈指針は企業とその株主の間のすべての取引を取り扱うべきか**

IFRICは、企業によるその株主への資産の分配は、企業とその株主との間の取引の一例であると認識した。企業とその株主との間の取引は一般的に次の3つのタイプに分類される。

- (a) 企業とその株主との間の交換

取引

- (b) 企業の株主から企業に対する片務的な（一方的な）資産の移転。このような移転は、一般的に株主からの拠出と呼ばれる。
- (c) 企業からその株主に対する資産の片務的な移転。このような移転は、一般的に株主に対する分配と呼ばれる。

IFRICは、提案される解釈指針は、企業とその株主との間の交換取引については、恐らくすべての関連当事者間取引を取り扱うことになるであろうため取り扱うべきでないと結論した<sup>2</sup>。IFRICの見解は、そのような範囲は、解釈指針にしては広すぎるというものであった。その代わりに、IFRICは、提案される解釈指針は、企業が、株主としての資格で行為するその株主に対して分配する資産に焦点を置くべきであると結論した。

さらに、IFRICは、提案される解釈指針は、同じ種類の持分証券のすべての株主が公平に取り扱われていない分配は取り扱うべきでないと決定した。これは、IFRICの見解では、そのような分配は、少なくとも分配を受ける一部の株主が実際には企業又は株主との関係で何かを失うことを意味するかもしれないためである。換言すれば、そのような分配はより交換取引の性格を有するものであるかもしれないといえる。

・ **提案される解釈指針はすべてのタイプの資産分配を取り扱うべきか**

IFRICは、すべての分配は、企業の株主へ資産を分配するという共通の目的を有していることを認識した。したがって、IFRICは、解釈指針は、共通支配下取引を除いてすべてのタイプの資産分配の測定を取り扱うべきであると結論した。

**範囲除外：分配の前後において、究極的に同一の当事者又は当事者たちによって支配される資産の分配**

IFRICは、企業が、分配の前後において、究極的に同一の当事者又は当事者たち（例えば、親会社）によって支配される資産（例えば、子会社の所有持分）の分配をどのように測定するかについて取り扱うべきかどうかを検討した。多くの場合、このような分配は、グループのリストラクチャリングの目的（例えば、2つの異なる事業を2つの異なる下部グループに分離する）で行われる。分配後も、当該資産はなお同じ当事者又は当事者たちによって支配される（つまり、資産はなお同一グループ内に存在する）。

さらに、IFRICは、同一グループ内での資産の分配の会計処理を取り扱うには、グループ企業の独立又は個別財務諸表でどのように資産の移転を会計処理すべきであるかについての検討も必要であることを認識した。これらの理由により、IFRICは解釈指針は、分配の前後において、究極的に同一の当事者（例えば親会社）によって支配される資産は取り扱うべきではないという結論に達した。

公開された解釈指針案に対するコメントを受けて、対象外となる共通支配下取引範囲の明確化をし（第6項）、IAS第27号（2008年改正）との関連性を明確化した（第7項）。

IFRIC第17号に添付されている適用例を紹介する。図1は、売却可能有価証券を株主に分配する取引であり、図2は子会社株式を株主に分配する取引である。

図1 売却可能有価証券の分配

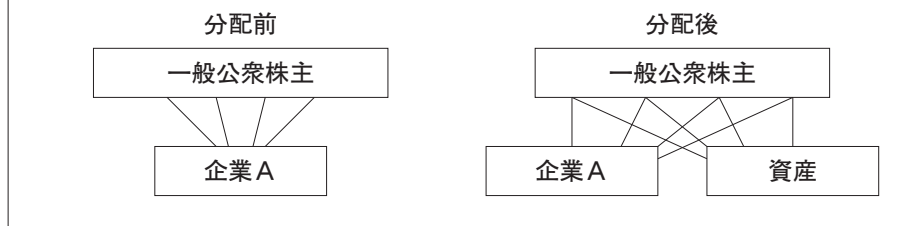


図1において、企業Aは多数の一般公衆株主により保有されている。いかなる単一の株主も企業Aを支配していない。株主間の協定により企業Aを支配する権力を集合して有するような、いかなる株主グループも存在しない。企業Aは、売却可能有価証券を株主に対して公平に比例分配する。この場合、当該分配取引は

解釈指針の適用範囲内である。

しかしながら、もし、ある単一の株主（若しくは株主間協定により共同する株主グループ）が、分配の前後で企業Aを支配している場合、当該分配取引全体（非支配株主への分配も含む）が解釈指針の適用範囲外となる。

図2 子会社株式の分配

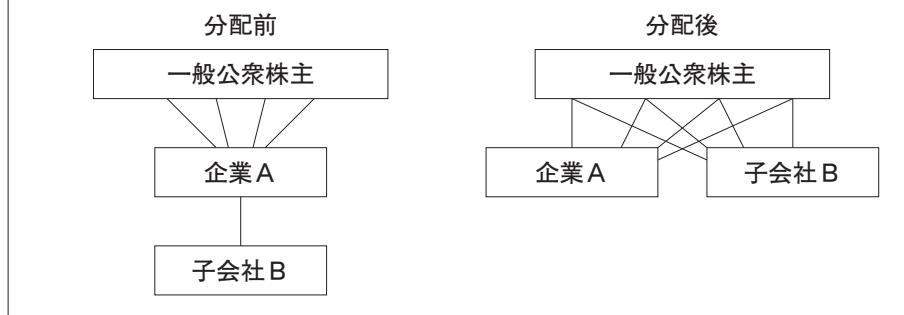


図2において、企業Aは多数の一般公衆株主により保有されている。いかなる単一の株主も企業Aを支配していない。株主間の協定により企業Aを支配する権力を集合して有するような、いかなる株主グループも存在しない。企業Aは、子会社株式Bを株主に対して公平に比例分配する。その結果、企業Aは子会社Bに対する支配を喪失する。この場合、当該分配取引は解釈指針の適用範囲内である。

しかしながら、もし、企業が子会社株式Bの一部を株主に分配した後も子会社Bの支配を維持する場合、当該分配取引は解釈指針の適用範囲外となる。

**5 論点**

9. 企業が分配を決議し、その株主に関する資産を分配する債務を有する場合、企業は未払配当金に対する負債（未払配当金）を計上しなければならない。したがって、本解釈指針は、以下の論点を取り扱う：

- (a) 企業は未払配当金をいつ認識すべきか？
- (b) 企業は未払配当金をどのようにして測定すべきか？
- (c) 企業が未払配当金を清算する場合に、分配された資産の

帳簿価額と未払配当金の帳簿価額との差額をどのように会計処理すべきか？

## 6 未払配当金の認識

10. 配当が正当に承認され、最早企業の任意にならない際に未払配当金は認識される。それは次の日である。

- (a) 経営者や取締役会などにより配当が宣言され、株主総会等の適切な意思決定機関により承認されたとき、若しくは
- (b) 企業の属する法的管轄において更なる承認が不要であれば、経営者や取締役会などにより配当が宣言されたとき

従来、IAS第10号「後発事象」の中で規定されていた未払配当金の認識に関する規定を、認識に関する原則を変えないものの文言を若干整理した上で、本解釈指針へ移動することとした。

## 7 未払配当金の測定

11. 企業は、その株主に対して配当として非現金資産を分配する負債（すなわち未払配当金）を、分配資産の公正価値で測定しなければならない。
12. 企業が、株主に対して非現金資産又は現金代替物のどちらかを受領する選択を与える場合には、企業はそれぞれの選択肢の公正価値及び株主がどちらの選択肢を選ぶかの関連した可能性の双方を検討して未払配当金の

見積もりを行わなければならない。

13. 各報告期間の期末時点及び清算日において、企業は、未払配当金の帳簿価額を見直して調整を行い、未払配当金の帳簿価額の変動は、分配金額に対する調整として資本認識しなければならない。

未払配当金の測定は、分配資産の公正価値で測定する。以下、結論に至る背景を説明する。

### ・ どのIFRSが未払配当金の測定に最も関連性があるか

IFRSsは、株主に対する分配をどのように測定するかについてのガイダンスは提供していない。しかしながら、企業が分配を決議し、その株主に対して関係する資産を引き渡す債務を有する場合には、企業は未払配当金を認識しなければならない。

IFRICは、多くのIFRSsが負債をどのように測定するかについて取り扱っていることを認識している。IFRSsは、企業がどのように未払配当金を測定するかについて特別には取り扱っていないが、IFRICは、関連する基準を識別し、その原則を適用することができる判断した。

IFRICは、負債の会計処理を説明しているすべてのIFRSsを検討した。IFRICはそれらのうち、IAS第37号「引当金、偶発資産及び偶発債務」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」が最も関連性があるであろうと結論した。

一部の委員は、IAS第39号は、未払配当金を測定するために適切な基準であると考えた。彼らは、企業が1度その株主に分配することを決議すれば、企業はその株主へ資産を分

配する契約上の債務を有すると信ずる。しかしながら、IAS第39号は、基本的に金融商品の会計処理を定めているが、契約に基づかない債務については取り扱っていない。また、株主に非金融資産を分配する負債について取り扱っていない。したがって、IFRICは、IAS第39号は適切でないと結論した。

次に、IFRICは、一般的に、未履行契約から生じ他のIFRSsで取り扱われているもの以外の負債に適用されるIAS第37号について検討した。IAS第37号は、企業に、報告期間の期末時点における現在債務を決済するために必要な支出の最善の見積り（best estimate）に基づいて負債を測定するように要求している。したがって、IFRICはIAS第37号の原則をすべての未払配当金（分配される資産のタイプにかかわらず）に適用することが適切であると仮決定した。

しかし、公開された解釈指針案に対するコメントを受けて、IFRICは再検討の結果、個別の基準に関連付けることはせず、未払配当金を分配資産の公正価値で測定しなければならないと最終決定した。これは、コメンテーターが、IAS第37号を根拠条文とすることにより、未払配当金だけでなくすべての負債を公正価値で評価することにつながりかねないと懸念したためである。

### ・ 分配資産の公正価値により未払配当金を測定するという原則に例外を設けるべきか

一部の委員は、分配される資産の公正価値はすべてのケースで信頼性をもって測定できないのではないかという懸念を持っていた。彼らは、次の状況において例外を設けるべきであると信じた。

- (a) 企業が、活発な市場で取引されていない他の企業の所有持分を分配し、所有持分の公正価値を、信頼性をもって測定できない場合。彼らは、IAS第39号が、活発な市場において市場価格がなく、その公正価値が公正価値による信頼に値する測定ができない場合の持分証券への投資を認めていないことを認識している。
- (b) 企業が、活発な市場で取引されず、したがって、IAS第38号「無形資産」に従って再評価価額で記帳することを認められない無形資産を分配する場合。

IFRICは、企業の経営者がその株主に非現金資産を分配することを宣言する場合、経営者は資産の公正価値を知っていることが予想されると認識した。それは、経営者は、同一の種類株のすべての企業の株主を公平に扱うことを保証しなければならないからである。そのため、分配される資産の公正価値が、信頼性をもって測定できないと主張することは困難であろうとした。したがって、IFRICは、未払配当金の測定において分配される資産の公正価値を考慮すべきであるという規定に例外は設けるべきでないと結論した。

**8**

**企業が未払配当金を清算する場合における分配される資産の帳簿価額と未払配当金の帳簿価額の差異の会計処理**

14. 企業が未払配当金を清算する場合、企業は分配される資産の帳簿価額と未払配当金の帳簿価額との差異を損益として認識しなければならない。

IFRICは、清算の時点における分配される資産の帳簿価額は、通常は、他の適用される基準により要求される減損損失の認識により未払配当金の帳簿価額より大きくはならないであろうと認識した。例えば、IAS第36号「資産の減損」の第59項は、資産の回収可能価額がその帳簿価額を下回る場合には、企業は損益計算書で減損損失を認識するように要求している。その結果、IFRICは、企業が未払配当金と分配される資産の認識を中止した場合（すなわち未払配当金を決済した際）には、差異は常に貸方残高（貸方残高として以下を参照）になるであろうと結論した。

貸方残高をどのように会計処理するかを決定するに際して、IFRICは当初はそれを持分内部の株主の変動と認識すべきかどうか検討した。IFRICは、資産分配は企業とその株主との間の取引であると認識した。また、IFRICは、株主に対する分配は、IAS第1号「財務諸表の表示」（2007年改訂）に従って持分の所有者の変動であることを認識した。しかしながら、IFRICは、貸方残高は分配取引から生じるものではなく、むしろ、資産に関連する累積未認識利得であることを認識した。

また、IFRICは、フレーム・ワークは、企業に対し、誰のために財務諸表が作成されるかという点について、企業の立場（perspective of the entity）から取引の影響を考慮するように要求していると認識した。企業は、株主とは独立した実体を有する。よって、IFRICは、株主に対する分配は、企業から株主（外部）への取引ととらえた。

これらの理由により、IFRICは、貸方残高を、

- 持分内部の株主の変動とは認識すべきでなく、分配対象資産に関連する累積未認識利得と認識すべきである、
- 当該資産が株主（外部）に実際に分配される際（すなわち企業が未払配当金を清算する際）に損益として認識されるべき、と結論した。

**9 表示と開示**

15. 企業は、第14項で述べられている差異を損益計算書の独立した表示科目で開示しなければならない。
16. 企業は、適切であれば、次のような情報を開示しなければならない。
- (a) 報告期間の期首時点及び期末時点における未払配当金の帳簿価額、及び
  - (b) 分配資産の公正価値変動の結果、第13項に従い報告期間に認識された帳簿価額の増減
17. 報告期間の期末日以降で財務諸表の発行承認以前に、企業が、非現金資産を分配することによる配当を決議した場合、企業は次の開示を行わなければならない：
- (a) 分配される資産の内容；
  - (b) 報告期間の期末時点における分配される資産の帳簿価額；及び
  - (c) 報告期間の期末時点における分配される資産についてその帳簿価額と異なる場合の見積り公正価値、並びにIFRS第7号第27項(a)、(b)に定める当該公正価値の決定方法に関

する情報

## 10 適用日

18. 企業は、本解釈指針を2009年7月1日以後に開始する年次の報告期間に将来的に適用しなければならない。遡及的な適用は認められない。早期の適用は認められる。企業が、本解釈指針を2009年7月1日以前に開始する期間に適用する場合には、その事実を開示するとともにIFRS第3号(2008年改正)、IAS第27号(2008年5月改正)及びIFRS第5号(本適用指針による改正)を適用しなければならない。

## 11 関連会計基準の改訂

本解釈指針の公表に伴い、IFRS第5号及びIAS第10号が以下のように改訂されている。

IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」の適用範囲が拡大され、分配を目的として保有する非流動資産がIFRS第5号の適用範囲に含まれることとなった。

IAS第10号「後発事象」が改訂され、分配の「宣言 (declared)」時期に関する説明が削除された。

## 12 簡単な適用例

IFRIC第17号に仕訳ベースの設例は添付されていない。ある大手会計事務所が作成した設例がわかりやすいので紹介することとする。この事例における仕訳には、税効果は考慮されていない。

### 配当の当初認識時

X社の取締役会は、X社が保有する子会社Y社のすべての株式をX社の株主に対して分配する予定であることを公表した。X社が属する法管轄地域においては、当該公表が配当の当初認識のトリガーとなる。

X社の連結財務諸表におけるY社の純資産の帳簿価額は100である。Y社の公正価値は130である。負債(未払配当)の金額は以下のように測定・認識される。

	借方	貸方
資本	130	
未払配当		130

Y社の資産・負債はIFRS第5号に従って処分グループとして分類・測定する。純資産の公正価値が帳簿価額を上回っているため、減損損失は認識しない。

	借方	貸方
処分グループ(純額) (注)	100	
資産・負債(純額)		100

(注) IFRS第5号は、処分グループの資産・負債を総額で表示することを義務付けている。この事例では解説目的のために純額で表示している。

### 期末日時点

分配は期末日が到来してもいまだ実施されておらず、処分グループの公正価値は110まで下落した。X社は負債を以下のように再測定した。

	借方	貸方
未払配当	20	
資本		20

処分グループの帳簿価額は分配関連費用控除後の公正価値を超えないため、IFRS第5号に従った処分グループの再測定は不要である。

### 負債の決済時

期末日以降、処分グループの公正価値は140まで上昇した。X社は負

債を再測定し、負債及び処分グループの両方の認識を中止した。両者の差額は、以下の仕訳のとおり損益として認識する。

	借方	貸方
資本	30	
未払配当		30
未払配当	140	
処分グループ(純額)		100
分配による利益(損益)		40

### 〔参考文献〕

- IASB, IFRIC 17 *Distributions of Non-cash Assets to Owners*, November 2008
- KPMG IFRS Briefing Sheet No. 115 (2008)
- 企業会計基準委員会監修「国際財務報告基準(IFRSs)2007」

### 〈注〉

- 1 IAS第1号の第7項は、株主を持分として区分される証券の保有者であると定義している。
- 2 IAS第24号は、関連当事者間取引の開示を定めているが、会計処理(認識・測定)を定めてはいない。

教材コード	J020467
研修コード	210399
履修単位	1単位